

情審第46号  
令和6年4月9日

長野市長 荻原 健司 様

長野市情報公開審査会  
会長 関 良徳

長野市情報公開条例第18条の規定に基づく諮問について（答申）

令和5年6月19日付け5環温第358号で諮問のありました事案について、下記のとおり答申します。

## 記

### 1 審査会の結論

本件対象行政情報である「令和5年2月16日会議・面談・電話等記録用紙」について、実施機関が非公開処分を行った部分のうち、特定の個人が識別できる部分は非公開が妥当であるが、別表に掲げる部分については公開すべきである。

### 2 本件事案の経緯

#### (1) 公開請求

審査請求人は、長野市情報公開条例（平成13年長野市条例第30号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、実施機関に対し、令和5年3月7日付けで「長野市ポイ捨て、道路等における喫煙等を防止し、きれいなまちをつくる条例（平成22年長野市条例第65号。以下「改正ポイ捨て条例」という。）施行に伴う巡回指導員パトロール業務」に関する報告書等について、行政情報の公開請求を行った。

#### (2) 実施機関の決定

実施機関は、審査請求人が公開請求した行政情報について特定し、条例第7条第2号に該当する個人に関する情報並びに同条第3号に該当する法人その他団体に関する情報を非公開とし、その他の部分を公開として、令和5年3月20日付けで部分公開の処分を行った。

その際、審査請求人から、公開請求した行政情報の特定について認識の相違があるとの指摘があり、実施機関は追加分として新たな行政情報を特定し、条例第7条第2号に該当する個人に関する情報並びに同条第3号に該当する法人その他団体に関する情報を非公開とし、その他の部分を公開として、令和5年3月29日付けで部分公開の処分を行った。

#### (3) 審査請求

これに対して、審査請求人は、令和5年3月29日付けで公開された「令和5年2月16日会議・面談・電話等記録用紙」に関する実施機関の処分を不服とし

て、令和5年4月7日付けで審査請求を行った。

(4) 諮問及び弁明書の提出

実施機関は、条例第18条の規定に基づき、令和5年6月19日付け5環温第358号により、当審査会に対して諮問し、併せて弁明書を提出した。

(5) 反論書

実施機関からの諮問及び弁明書の提出を受け、審査会から審査請求人に対し、反論があれば令和5年7月12日までに反論書を提出するよう通知したが、期限までに提出はなかった。

### 3 審査請求人の主張要旨

(1) 審査請求の趣旨

「原処分のうち、個人に関する情報と法人に関する情報を非公開とした処分を取り消し、該当部分を公開せよ」との裁決を求める。

(2) 審査請求の理由

原処分によると、条例第7条第2号、同条第3号の規定によって、該当する部分を非公開にしたとしている。

しかし、改正ポイ捨て条例は、「ポイ捨てや道路等での喫煙を防止することで、きれいなまちの実現と皆さんの身体や財産の安全を確保し、良好で快適な生活環境を確保すること」を目的としており、該当情報は条例第7条第2号イで非公開情報から除外されている「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」に当たることから、公開しないことは違反、違法である。

また、本件は長野市が委託している「改正ポイ捨て条例施行に伴う巡回パトロール業務」に関する情報であり、条例第7条第2号エに規定されている「実施機関が実施する事務事業であって予算執行を伴うものに係る情報のうち、公益上公開することが必要であり、かつ、公開しても個人の権利利益が害されるおそれがないと認められる情報であって実施機関が公表した基準に該当するもの」として公開すべきである。

さらに、条例第7条第4号では「公開することにより、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」については非公開とする規定があるが、契約違反、条例違反をしている委託業務であることから、公開しない決定こそが犯罪の予防や公共の安全などに違反、違法である。

加えて、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）の第27条第1項第3号によると、「公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」は個人データを第三者に提供することが可能であり、公衆衛生の向上に必要な改正ポイ捨て条例に基づく啓発活動であるパトロール業務が現状の委託業務では正常に行われていないことから、勤務実態などを勤務先等に照会して正常な業務を求めるために氏名などの個人情報が必要である

が、非公開とされたために実態把握等の調査ができなくなっており、公衆衛生の向上につなげることができていない。

改正ポイ捨て条例第4条第1項は、「市民等は、自らポイ捨て、道路等における喫煙等の防止に関する意識を高めるとともに、まちの美化活動に努めなければならない。」としているが、条例によるパトロール業務の不正行為を防ぐことができず、本件処分により、意識を高めること、市民としての権利を侵害されている。

本件処分によって非公開とされた個人情報や法人などの情報は、委託業務の違法状態を把握するために必要不可欠であり、実際に委託業務で禁止されている行為などを把握していることから、さらなる不正や違法行為を確認するためにも公開が必要である。

公金の支出による委託業務の内容を把握し、違法な公金の支出を防ぐ公益性からも公開が必要である。

以上の点から、原処分のうち、法人に関する情報を非公開とした処分の取り消しを求めるため、本審査請求を提起した。

#### 4 実施機関の弁明要旨

情報公開の可否は、一義的に条例の規定によって判断すべきであり、審査請求人の審査請求の理由のうち、条例第7条第2号イ、同条同号エ、同条第4号に該当するとの主張及びその他の主張はいずれも失当であり、本件処分は妥当であると考ええる。

条例第7条第2号イは、本号本文の例外として、公開されることにより害されるおそれがある当該情報に係る個人の権利利益よりも、人の生命、健康等の保護の必要性が上回るときには、当該個人情報を公開する必要性と正当性が認められることから、当該情報を公開しなければならないことを定めたものである。

「公開されることにより害されるおそれがある当該情報に係る個人の権利利益よりも、人の生命、健康等の保護の必要性が上回るとき」とは、例えば、大規模災害等、相当多数の人の生命、健康等に影響が及び又はそのおそれがあるときなどと考えられ、相当の蓋然性その他保護の必要性、緊急性を具体的かつ慎重に検討する必要がある。

改正ポイ捨て条例の目的について異論はないが、これらの例外的事項には該当せず、本件処分によって非公開となった個人情報を公開する必要性と正当性は認められない。

条例第7条第2号エについては、公益上公開することが必要であり、かつ、公開しても個人の権利利益が害されるおそれがないと認められる情報であって、実施機関が公表した基準に該当するものは公開できるとされているもので、実施機関（本市）においては、食糧費及び交際費に関してのみ基準を定めているため、本件処分に適用するものではない。

さらに、条例第7条第4号を引用して違法であると主張しているが、本件処分は条例の規定にのっとったものであることは前述のとおりであり、本件処分の理由

に条例第7条第4号は適用していない。

改正ポイ捨て条例第4条は、市民自らが行うことを定めているものであり、市民が他者の行動の監視を行うことまでは求めている。

なお、条例第7条第3号ただし書きに該当し、公にすることが必要と認められる情報については、公開することによる公益（人の生命、健康、生活又は財産の保護）と公開することによる事業者の不利益とを比較衡量した上で、適正に判断する必要がある。

その上で公開する事例としては、人の健康等の保護に実質的に重大な影響を及ぼすものが考えられるが、審査請求人が主張する市民としての権利の侵害、更なる不正や違法行為を確認するため等の理由は公開する上での根拠とはならず、条例第7条第3号ただし書きを適用すべきものとして公開する情報には当たらない。

よって、本件処分で非公開とした情報は、条例第7条第2号ただし書き、条例第7条第3号ただし書きには該当せず、処分は妥当であると考ええる。

ただし、事業者の契約一部不履行に関する事項については、本件処分時に事実確認ができていなかったため、条例第7条第3号アにおいて保護の対象としている「法人の正当な利益」を守るために非公開としたが、調査の結果、事実であることが判明し、当該事項については守るべき「法人の正当な利益」に当たらないと判断したことから、公開する。

## 5 審査会の判断

### (1) 基本的な考え方

条例第1条には、「この条例は、地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政情報の公開を請求する権利を明らかにすること等情報公開の総合的な推進に関し定めることにより、市民の市政参加を一層促進するとともに、市の諸活動を市民に説明する責務を果たし、市政運営における透明性の向上を図り、市政に対する市民の理解と信頼を深め、もって公正で開かれた市政の発展に寄与することを目的とする。」とされている。

この条例において、実施機関が保有する情報は原則公開とされており、条例の目的を実現するため、その運用に当たってはこの理念が十分に尊重されなければならない。当審査会は、この基本的な考え方に沿って、本件審査請求について判断するものである。

### (2) 対象行政情報について

本件処分の対象となった行政情報は、実施機関が作成した「令和5年2月16日会議・面談・電話等記録用紙」である。

### (3) 本件審査請求に対する審議事項について

実施機関は、上記(2)について部分公開とする処分を行い、非公開とした部分については条例第7条第2号又は同条第3号に該当するものとしている。

そこで、当審査会は本件対象行政情報を見分し、条例第7条第2号又は同条第3号に該当するか、また、その他事項に該当する部分が存在するか等について判断する。

(4) 条例第7条第2号該当性について

条例第7条第2号は、個人に関する情報は原則非公開とする規定である。

対象行政情報を見分したところ、条例第7条第2号により非公開とした部分は、情報提供のために来訪した者（以下「情報提供者」という。）の氏名とその行動であった。

情報提供者の氏名は、条例第7条第2号本文に規定されている「特定の個人を識別することができる情報」に該当する。

しかし、情報提供者の行動については、「特定の個人を識別することができる情報」に該当せず、本条本号後段に規定されている「特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」にも該当しないと判断する。

次に、情報提供者の氏名について、例外的に非公開情報から除いて公開するとした条例第7条第2号ただし書きア、イ、ウ、エに該当するか検証する。

条例第7条第2号アの「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」については、いずれも該当しない。

条例第7条第2号イの「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」については、当該情報に係る個人の権利利益よりも、人の生命、健康等の保護の必要性が上回る状況とは言えず、情報提供者の氏名を公開する必要性と正当性までは認められないことから該当しない。

条例第7条第2号ウについては、当該個人が公務員であって当該情報が職務遂行に係る情報である場合には公開するとの規定であり、本件非公開部分は公務員の氏名ではないことから該当しない。

残る、条例第7条第2号エについては、まず実施機関が公表した基準に該当するものである必要があり、それは食糧費関係公文書並びに交際費に係る公開基準のみであることから該当しない。

よって、条例第7条第2号による非公開部分については、情報提供者の氏名については妥当であるが、その行動については公開すべきであると判断する。

(5) 条例第7条第3号該当性について

条例第7条第3号は、法人その他団体に関する情報であって、当該法人等の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがあるものは原則非公開とする規定である。

対象行政情報を見分したところ、条例第7条第3号により非公開とした部分は、実施機関が弁明で言及していた事業者の契約一部不履行とされる巡回指導員の行動であった。

該当部分については、実施機関が弁明の中で、「本件処分時に事実確認ができていなかったため、条例第7条第3号アにおいて保護の対象としている「法人の正当な利益」を守るために非公開としたが、調査の結果、事実であることが判明し、当該事項については守るべき「法人の正当な利益」に当たらないと判断したことから、公開する。」としている。

事業者の契約一部不履行に関する情報については、事業者の社会的評価等を損ない、利益を害することがありうる情報であるが、市から公金支出を受けて業務を受託し、その業務において取り締まるべき行為を自らが行ってしまったという状況を考慮した場合、公益上、その不利益を事業者が受忍すべきであると認められ、事業者の「正当な利益」を害するとはいえないことから、事実確認をした上で公開するとした判断は妥当である。

よって、条例第7条第3号による非公開部分は、実施機関の弁明にあるとおり、公開すべきと判断する。

なお、実施機関が本件処分時には非公開とした決定については、事業者の契約一部不履行の事実確認及び法人の正当な利益を守るという観点での比較衡量の判断がなされる前で、本来の決定期限は経過し、実施機関が特定した情報の公開処分は既に行っている中で、公開した情報に不足があるとの審査請求人の指摘に応じて追加情報として速やかな対応が求められたものではあるが、決定期限を延長することも考えられる状況であり、条例の原則公開の趣旨を踏まえ、慎重な対応を検討すべきであったと考える。

(6) その他事項の該当性について

審査請求人は、条例第7条第4号に言及しているが、同条同号は、公開することにより人の生命、身体又は財産等に被害をもたらし、犯罪を誘発したり、容易にしたりするおそれがある情報については、公共安全を確保し、秩序を維持する必要上、公開しないことを定めたものであり、本件処分とは関係がなく、実施機関も公開、非公開の理由として採用していない。

さらに、審査請求人は個人情報保護法の第27条第1項第3号にも言及しているが、同条同項同号は、国の機関、地方公共団体、独立行政法人等及び地方独立行政法人を除く、いわゆる民間の個人情報取扱事業者による個人情報の第三者提供の制限に関する規定であり、実施機関を含む行政機関での利用及び提供の制限について規定した同法第69条各項各号には、同様の規定は存在しない。

その他、審査請求人は、他の法令等を引用した主張を種々述べているが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(7) 判断

以上のことから、当審査会は「1 審査会の結論」のとおり答申する。

(8) 審査にかかわった委員

会長 関 良徳、委員 飯田 武寛、委員 久田 道人、委員 三浦 正士、  
委員 中澤 和彦

6 審査会の処理経過

| 年 月 日     | 内 容             |
|-----------|-----------------|
| 令和5年6月19日 | 審査会（諮問書及び弁明書受理） |

|            |         |
|------------|---------|
| 令和５年８月21日  | 審査会（審議） |
| 令和５年９月12日  | 審査会（審議） |
| 令和５年10月３日  | 審査会（審議） |
| 令和５年10月24日 | 審査会（審議） |
| 令和５年11月14日 | 審査会（審議） |
| 令和５年12月26日 | 審査会（審議） |
| 令和６年１月30日  | 審査会（審議） |
| 令和６年２月15日  | 審査会（審議） |
| 令和６年４月９日   | 答申      |

【別表】

| 公開すべき部分                                                                  |
|--------------------------------------------------------------------------|
| 「内容」のうち非公開としていた次の部分。<br>(1) ３行目全て<br>(2) ５行目の冒頭三文字以外全て<br>(3) ６行目及び７行目全て |